

千葉市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第4号

千葉市職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

千葉市職員の定年等に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第5項」を削り、「勤務延長」を「勤務延長等」に改める。

第2条第2項中「条例第4条」の次に「第1項又は」を加え、「勤務延長の期限の延長承認申請書（様式第1号）」を「異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書（様式第1号）又は勤務延長の期限の延長承認申請書（様式第2号）」に改める。

第3条中「様式第2号」を「様式第3号」に改める。

第4条の見出しを「勤務延長等に係る辞令書の交付」に改め、同条中「一に」を「いずれかに」に改める。

第5条の見出しを「勤務延長の状況の報告」に改め、同条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

第6条を第13条とし、第5条の次に次の7条を加える。

（異動期間の延長）

第6条 任命権者は、条例第10条に規定する職員の同意は、書面によって得るものとする。

2 任命権者は、条例第9条第2項又は第4項の規定により人事委員会の承認を得ようとする場合は、異動期間の延長承認申請書（様式第5号）に前項に規定する書面を添えて行うものとする。

（異動期間が延長された管理監督職に組織の変更があった場合）

第7条 条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員

は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。

(延長した異動期間の期限の繰上げ)

第8条 任命権者は、条例第9条第1項又は第2項の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第4項の規定を適用しようとするときは、当該異動期間の期限を繰り上げることができる。

(管理監督職上限年齢制に係る辞令書の交付)

第9条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員にその旨を明示した辞令書を交付するものとする。

- (1) 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等を行う場合
- (2) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合
- (3) 前条の規定により異動期間の期限を繰り上げる場合
- (4) 条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長した後、管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職に異動し、当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達していない職員となった場合

(特定管理監督職群を構成する管理監督職)

第10条 条例第9条第3項に規定する人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める職とする。

- (1) 保育所長等の特定管理監督職群 保育所の所長及び認定こども園の園長並びに幼保指導課の保育所指導担当課長、主幹及び担当課長補佐
- (2) 消防署長等の特定管理監督職群 消防署の署長並びに消防局の部長及び担当部長
- (3) 消防署副署長等の特定管理監督職群 消防署の副署長、消防局の課長(消防署の課長を除く。)及び消防学校長
- (4) 校長等の特定管理監督職群 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長、副校長及び教頭並びに企画課長及び

教育職員課長並びに学校教育部の部長、課長及び所長並びに教育委員会事務局の統括管理主事及び統括指導主事

(異動期間の延長の状況の報告)

第11条 任命権者は、毎年5月末日までに、前年の4月2日からその年の4月1日までの間に条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員に係る当該異動期間の延長の状況を異動期間延長状況報告書(様式第6号)により人事委員会に報告しなければならない。

(定年前再任用の選考に用いる情報)

第12条 条例第12条に規定する人事委員会規則で定める情報は、定年前再任用(同条の規定による採用をいう。)をされることを希望する者についての次の各号に定める情報とする。

(1) 人事評価結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実績

(2) 定年前再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他定年前再任用を行う職の職務遂行上必要な事項  
様式第1号から様式第3号までを次のように改める。

様式第 1 号

異動期間を延長した職員の勤務延長の承認申請書		
第 号 年 月 日		
(あて先)千葉市人事委員会委員長		
任命権者名		
千葉市職員の定年等に関する規則第 2 条第 2 項の規定により、異動期間を延長した職員の勤務延長について下記のとおり申請します。		
記		
勤務延長予定者	氏名	生年月日 年 月 日
	所属・職務の内容	
	職 名	級・号給
	管理監督職勤務上限年齢 年	延長前の異動期間の末日 年 月 日
	定年年齢 年	定年退職日 年 月 日
	異動期間延長の理由及び根拠条項	
勤務延長の理由	勤務延長の期限 年 月 日まで延長する。	
	理由及び根拠条項	

- 〔注〕 1 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面の写しを添付すること。  
 2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。  
 3 この様式により難しい時は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。



様式第3号

勤務延長職員の異動承認申請書		
第 号 年 月 日		
(あて先)千葉市人事委員会委員長		
任命権者名		
千葉市職員の定年等に関する規則第3条の規定により、勤務延長職員の異動の承認について下記のとおり申請します。		
記		
異動予定者	氏名	生年月日 年 月 日
	所属・職務の内容	
	職名	級・号給
	定年年齢 年	定年退職日 年 月 日
	勤務延長の理由及び根拠条項	
	勤務延長の期限 年 月 日から 年 月 日まで	
異動後の職	所属・職務の内容	
	職名	級・号給
	定年年齢 年	定年退職日 年 月 日
	異動させる理由	

- 〔注〕 1 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面の写しを添付すること。  
 2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。  
 3 この様式により難しい時は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式に次の3様式を加える。

様式第4号

勤務延長状況報告書			
		第 号 年 月 日	
(あて先)千葉市人事委員会委員長			
任命権者名			
千葉市職員の定年等に関する規則第5条の規定により、		年度に	
おける勤務延長の状況について下記のとおり報告します。			
記			
勤務延長職員	氏名	生年月日 年 月 日	
	所属・職務の内容	勤務延長前	
		勤務延長後	
	職名	級・号給	
	定年年齢 年	定年退職日 年 月 日	
	勤務延長の理由及び根拠条項		
	勤務延長の期限 年 月 日		

〔注〕 1 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。

2 この様式により難しい時は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第 5 号

異動期間の延長承認申請書		
第 号 年 月 日		
(あて先)千葉市人事委員会委員長		
任命権者名		
千葉市職員の定年等に関する規則第 6 条第 2 項の規定により、異動期間の延長について下記のとおり申請します。		
記		
異動期間延長予定者	氏名	生年月日 年 月 日
	所属・職務の内容	
	職 名	級・号給
	管理監督職勤務上限年齢 年	延長前の異動期間の末日 年 月 日
	現在の異動期間延長の期限 年 月 日まで	
	現在の異動期間延長の理由及び根拠条項	
異動期間延長の理由	異動期間延長の期限 年 月 日まで延長する。	
	理由及び根拠条項	

- 〔注〕 1 履歴書及び本人の同意を得たことを証する書面の写しを添付すること。  
 2 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。  
 3 この様式により難しい時は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第 6 号

異動期間延長状況報告書			
		第 号 年 月 日	
(あて先)千葉市人事委員会委員長			
任命権者名			
千葉市職員の定年等に関する規則第 11 条の規定により、 年 4 月 2 日から 年 4 月 1 日までの間における異動期間延長の状況について下記のとおり報告します。			
記			
異 動 期 間 延 長 職 員	氏名		生年月日 年 月 日
	所 属 ・ 職 務 の 内 容	異動期間延長前	
		異動期間延長後	
	職名		級・号給
	管理監督職勤務上限年齢 年		延長前の異動期間の末日 年 月 日
	異動期間延長の理由及び根拠条項		
	異動期間延長の期限 年 月 日		

- 〔注〕 1 必要に応じ、参考となる書類を添付すること。
- 2 この様式により難しい時は、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置等)

2 千葉市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年千葉市条例第22号。以下「定年等改正条例」という。）附則第2条第1項の規定による勤務については、第2条から第4条の規定を準用する。

3 定年等改正条例附則第2条第2項に規定する人事委員会規則で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（同項に規定する基準日をいう。以下同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年（定年等改正条例第1条による改正後の千葉市職員の定年等に関する条例（昭和59年千葉市条例第4号。以下「新定年条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年（同日が令和5年3月31日である場合には、定年等改正条例第1条による改正前の千葉市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年。次項において同じ。）を超える職（基準日における新条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職

4 定年等改正条例附則第2条第2項の人事委員会規則で定める職員は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

5 定年等改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の人事委員会規則で定める情報は、暫定再任用（定年等改正条例附則第3条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規定による採用をいう。）をされることを希望する者についての次の各号に定める情報とする。

(1) 人事評価結果その他勤務の状況を示す事実に基づく従前の勤務実

績

(2) 暫定再任用を行う職の職務遂行に必要とされる経験又は資格の有無その他暫定再任用を行う職の職務遂行上必要な事項

6 定年等改正条例附則第8条に規定する人事委員会規則で定める短時間勤務の職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年相当年齢（定年等改正条例附則第4条第2項に規定する新条例定年相当年齢をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（当該職に係る新条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

7 定年等改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している者とする。

8 定年等改正条例附則第8条の人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員は、第6項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員とする。